

## アーカイブの作成に係る県職員ヒアリング方針(案)

### 1 ヒアリングの目的

アーカイブ総括編における旧RD最終処分場問題に関する県の対応の検証については、行政対応検証委員会における検証結果を基本とするが、過去の職員に追加的な聞き取りを行うことで、経緯の記述の正確性を高めるため。

### 2 ヒアリングの対象者

旧RD最終処分場問題に関わってきた元県職員のうち、4 ヒアリング対象期間に掲げる時期に琵琶湖環境部長、琵琶湖環境部管理監、循環社会推進課長、最終処分場特別対策室長であった者(以下「元職員」という。)

### 3 ヒアリング実施方法

- (1) 元職員に対しヒアリングを希望する質問を募集し、書面により県に提出する。
- (2) ヒアリング実施前に対象となる元職員にアーカイブ原稿案および質問事項を送付する。
- (3) 事前に送付した質問に沿って元職員にヒアリングを実施する。なお、ヒアリングは対象者ごとに個別に実施する。
- (4) ヒアリングで徴取した内容を整理し、アーカイブ総括編の原稿案に反映すべき内容がある場合、原稿案に反映させる。併せてヒアリングで徴取した回答を連絡協議会で説明する。

### 4 ヒアリング対象期間

おおむね平成 10 年から平成 27 年度までの期間。

年度	出来事
H10-H12	H10 の改善命令、深掘是正、硫化水素ガス発生、
H13-H16	事業の全部停止命令、H13 の改善命令、改善工事、高アルカリ物質流出
H17-H18	ドラム缶発見、措置命令発出、RD 社破産
H18-H20	対策委員会、原位置浄化策、よりよい原位置浄化策
H21-H22	緊急対策工事、環境副大臣来県、有害物調査検討委員会
H22-H24	一次対策工事協定・着手、二次対策工事協定、連絡協議会発足
H25-H27	二次対策工事着手、連絡協議会開催

## 5 想定されるヒアリング事項

- ・埋立容量の許可に係る経緯
- ・対策工事の合意に係る経緯
- ・県の旧RD社への認識
- ・住民からの通報に係る対応の経過
- ・行政対応検証委員会からの評価に対する受け止め

## 6 その他

- (1) ヒアリング対象者は、ヒアリング事項に応じ県が選定するものとし、対象者の希望は徴取しない。
- (2) ヒアリング事項は当該ヒアリング対象者の在籍時期に関わらず全て送付する。
- (3) ヒアリングでは対象者の思い等の内心や心情ではなく、客観的な事実の経過について回答を求める。
- (4) ヒアリングの実施にあたっては、対象者の同意を得ることを原則とする。
- (5) ヒアリングの回答については、回答のあった内容のみ公表し回答者の氏名については公表しない。
- (6) ヒアリングの回答内容について、連絡協議会で疑義の意見等や再度のヒアリング実施の要望があったとしても、実施しない。

## アーカイブ総括編 ヒアリング希望事項

自治会名： \_\_\_\_\_ 自治会

職員ヒアリングでヒアリングを希望する質問事項を以下の欄に記入してください。

注) 自治会ごとにとりまとめて県に提出してください。

御質問の内容が不明確な場合は、御質問内容を確認させていただく場合がございます。

提出期限：令和6年12月20日（金）

提出先：滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室  
〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号  
TEL：077-528-3670 FAX：077-528-4849  
Mail：df0001@pref.shiga.lg.jp

提出方法：Eメール、郵送またはFAXにて最終処分場特別対策室あてに御提出ください